

各 位

業務部における通関処理体制の変更について

以下のとおり、本関通関部門の担当事務を変更しますので、お知らせします。（変更箇所：下線部）

1. 変更日

平成29年7月1日（土）

2. 通関部門担当事務の変更

変更後		現行	
部門名	担当分類	部門名	担当分類
通関第1部門	輸入貨物 01～ <u>21</u> 類	通関第1部門	輸入貨物 01～ <u>24</u> 類
通関第2部門	輸入貨物 <u>22</u> ～40類	通関第2部門	輸入貨物 <u>25</u> ～40、 <u>64</u> ～ <u>71</u> 類
通関第3部門	輸入貨物 41～ <u>71</u> 類	通関第3部門	輸入貨物 41～ <u>63</u> 類
通関第4部門	輸入貨物 72～97類	通関第4部門	輸入貨物 72～97類
通関第5部門	輸入貨物（個人通関貨物） 輸出貨物	通関第5部門	輸入貨物（個人通関貨物） 輸出貨物

※ 時間外受付窓口、対応時間につきましては変更ありません。

3. NACCS部門コード

《東京税関（本関）（官署コード：1A）》

部門名	部門 コード	担当分類等
通関第1部門	01	輸入 01～ <u>21</u> 類（Sea-NACCS による申告）
通関第2部門	02	輸入 <u>22</u> ～40類（Sea-NACCS による申告）
通関第3部門	03	輸入 41～ <u>71</u> 類（Sea-NACCS による申告）
通関第4部門	04	輸入 72～97類（Sea-NACCS による申告）
通関第5部門	05	輸出 01～97類（Sea-NACCS による申告）
特別通関部門	88	特別通関貨物（Sea-NACCS による申告）
特別通関部門	55	大額貨物、特別通関貨物（Air-NACCS による申告）
特別通関部門	77	少額貨物、特別通関貨物（マニフェスト通関申告を含む Air-NACCS による申告）
通関総括第5部門	15	展示等申告（Sea-NACCS による申告のみ）

注）あて先部門コードの入力

あて先部門は代表税番の類でシステムが自動的に受理部門を払い出しますが、下記の申告につきましては、それぞれ、「申告先種別」欄及び「あて先部門」欄の入力をお願いします。

- ① 東京港地区における税関官署の開庁時間外の申告については、特別通関部門あてに行うものとし、「申告先種別」欄に「T」（特別通関貨物）、「あて先部門」欄に「88」、「55」又は「77」を入力願います。当該申告には申告貨物の搬入時間等が開庁時間外となる輸入予備申告及び搬入前輸出申告を含みます。円滑な通関処理が行えるよう、事前の連絡及び輸入予備申告の活用をお願いします。

- ② 展示等申告（Sea-NACCS による申告に限る。）については、「あて先部門」欄に「15」を入力願います。

注）特別通関部門へ引き継ぐ場合

単に書類の提出待ちや貨物の搬入待ち等、単純な確認のために審査終了が開庁時間外となる場合は、特別通関部門へ引き継ぐことを可能としていることから、特別通関部門による処理を希望される際には必ず開庁時間内に受理部門へその旨申し出て下さい（大井出張所で受理した申告については、申告撤回の手続き及び本関の特別通関部門宛ての再申告（申告先種別コード「T」を入力）が必要です。なお、本関の通関部門で受理した申告はそのまま特別通関部門へ引き継ぎますので、あて先部門コード等の変更は不要です。）。

なお、事前申出により申告撤回手続が行われない場合、特別通関部門でその後の処理を行うことができませんのでご留意願います。

問合せ先
通関総括第 5 部門

TEL03-3599-6318